

特集

2015年分所得税 確定申告の手引き

2016年度「税制改正大綱」は格差拡大の税制改正!! ①

税理士 佐飛 淳一

昨年12月16日、自民、公明両党は、16年度の「税制改正大綱」(以下「大綱」)を決定した。法人税の減税と消費税の増税を中心とするものである。国税と地方税を合わせた税負担割合である法人実効税率を「20%台」に引下げ、一方、2017年4月から消費税を8%から10%へと引き上げる。飲食料品や新聞の消費税率は8%に据え置く「軽減税率制」の導入も決定した。さらに、複数税率制に対応するため、日本版「インボイス制度」として「適格請求書等保存方式」の導入も決めた。

「大綱」の税制「改正」は、利益をあげている大企業には減税し、庶民には消費税増税を押し付けるものとなっている。経済格差をさらに拡大する税制「改正」と言える。財政の「所得の再分配機能」にも反する税制「改正」である(資料1)。以下、今号と次号の2回にわたって、法人税と消費税を中心に「大綱」の内容をみていく。また、消費税増税にかかわる「改正」の医療機関に与える影響についても考えてみたい。

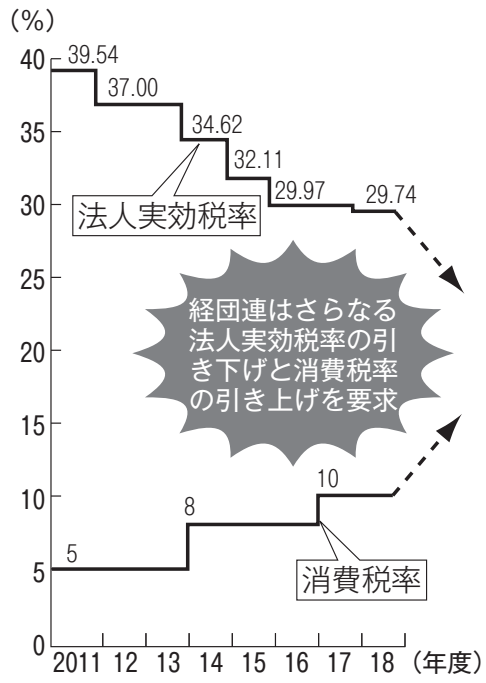
大企業には減税

安倍首相は13年の施政方針演説で「世界一企業が活躍しやすい国をめざす」と述べた。「大綱」は、法人税について「成長志向の法人税改革」を

目指している。法人実効税率を15年度の32.11%から、16年度は29.97%、さらには18年度は29.74%に引き下げるとして

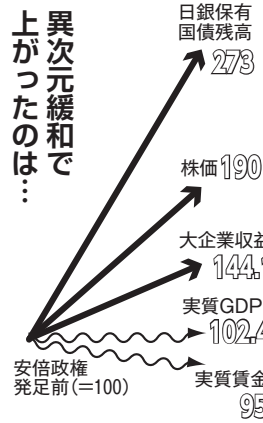
「大綱」は法人税減税の財源として「課税ベースの拡大」を行うとしている。法人税率の引き下げは、赤字企業には何の恩恵もない。減税の穴埋め財源として、赤字企業も税負担しなければならぬ「外形標準課税」の増税を行う。法人事業税である外形標準課税は、企業の「人件費、賃料、支払利息」に対して課税するものである。赤字の企業でも税負担がで

資料1 大企業には減税、国民には増税



出典：「赤旗」2015年12月11日

資料2



出典：「赤旗日曜版」2016年1月3日

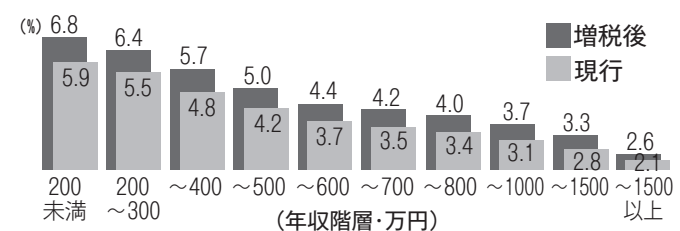
資料3 大企業の実際の税負担率は法定税率(35%)より低い 大企業の実際の税負担率 (2008~2013年)

Table with 4 columns: 企業名, ①税引き前利益, ②法人税、住民税、事業税, 税負担率 (②/①×100). Rows include companies like 三菱商事, キヤノン, 本田技研工業, etc.

各企業の2008~13年度の6年間の決算(単体)データにより日本共産党・井上哲士議員作成

出典：「赤旗日曜版」2016年1月3日

資料5 年収低い階層ほど重い消費税負担率



総務省「家計調査」(2014年)の2人以上世帯のデータで年間収入に対する消費税負担率の比率を算出 ※消費支出のうち、非課税品目を除く金額に消費税率を乗じて計算 ※酒類および外食を除く食料品については税率8%、他は10%として増税額を計算

出典：「赤旗」2015年12月26日

庶民いじめの消費税増税

1. 「軽減税率」の導入

「大綱」は17年4月より消費税率を10%に引き上げた。同時に「軽減税率制」の導入も決めた。飲食料品(酒類と外食を除く)と定期購読契約の新聞(週二回以上発行)については消費税率を8%に据え置くとする。この「軽減」といっても、10%への引上げから見た「軽減」であり、現状据え置きである。10%増税の「目くらまし」であり、選挙対策の「二重軽減」である。

「軽減税率」でも飲食料品は値上がりする。飲料品もその製造、加工や運送などの諸費用には10%の消費税となり、価格は上がることになる。庶民にとっては、衣料品や水光熱費などの生活費は10%の消費税の負担となり、痛税感は無くなる。4・6兆円の負担増が家計にのしかかる「大増税」である。低所得者の負担割合が大きく、本末転倒といえる。(次号につづく)

資料4 各国の軽減税率

Table comparing reduced tax rates across countries: Japan (17 April onwards), France, Germany, UK, Sweden, Denmark. It lists standard rates and reduced rates for various categories like food, alcohol, and news.

出典：「朝日新聞」2015年12月16日朝刊

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

ただし、社会保険診療収入が5,000万円を超えた場合又は、歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は租税特別措置法26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできない。

【表面 記入上の留意点】(表4)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㊦「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。

㊧「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の支払区分「12」「生活保護」の点数を年間合計して記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

㊨「小計 決定点数」……「合計書」の国保、後期高齢者それぞれの合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

㊩「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「⑤計」の「決定点数」欄に記入する。

㊪介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に合せて計算する。

「自由診療の収入等」欄

㊫「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㊬「⑤計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㊭「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

表5 平成27年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

Table with 4 columns: 科目, 決算額, 科目, 決算額, 科目, 決算額. It details income (売上原価) and expenses (経費) for a dental practice.

固有経費の区分対応方式

<事例> 本事例での青色申告決算書は次のとおり(表5)。

Summary table showing Social Security Medical Income (37,058,620円) and Free Practice Income (8,549,260円) totaling 45,607,880円.

Table of necessary expenses: Third Business Tax (25,245,397円), External Technician Fees (4,347,490円), Insurance Technician Fees (2,653,810円), Self-Service Technician Fees (1,693,680円), and Specialist Payments (4,800,000円).

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

Calculation flowchart for necessary expenses. It shows the breakdown of free practice expenses (A) and insurance expenses (E), the application of tax provisions (G), and the final calculation of necessary expenses (H) which is 1,159,667円.

速算表 (Quick Calculation Table) showing tax rates and surcharge amounts for social security medical income.

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

ただし、社会保険診療収入が5,000万円を超えた場合又は、歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は租税特別措置法26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできない。

【表面 記入上の留意点】(表4)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㉗「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。

㉘「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の支払区分「12」「生活保護」の点数を年間合計して記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

㉙「小計 決定点数」……「合計書」の国保、後期高齢者それぞれの合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

㉚「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「⑤計」の「決定点数」欄に記入する。

㉛介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に合せて計算する。

「自由診療の収入等」欄

㉜「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㉝「⑤計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㉞「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

表5 平成27年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

Table with 4 columns: 科目, 決算額, 科目, 決算額, 科目, 決算額. It details income (売上原価) and expenses (経費) for a dental practice.

固有経費の区分対応方式

<事例>

本事例での青色申告決算書は次のとおり(表5)。

Summary table showing Social Security Medical Income (37,058,620円) and Free Practice Income (8,549,260円), totaling 45,607,880円.

必要経費合計(⑥+⑫)

Table listing various expenses: 25,245,397円 (Total), 25,500円 (Third-kind Business Tax), 4,347,490円 (Out-of-pocket fees), 2,653,810円 (Insurance fees), 1,693,680円 (Self-paid fees), 4,800,000円 (Special Allowance).

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

Table 6: Calculation of necessary expenses. It shows the flow from total expenses to the calculation of free practice expenses (A), insurance expenses (E), and the final necessary expense amount (G) of 25,876,344円, with a difference (H) of 1,159,667円.

【速算表】

速算表 (Summary Table) showing the calculation of necessary expenses based on social security medical income. It includes columns for income level, rate (㉞率), and calculated amount (㉟加算額).

2015年分個人所得税の主な改正事項

税理士 黒岩哲夫

〈金融・証券税制〉

(1) ジュニアNISAの創設

20歳未満の居住者等が、最大400万円の上場株式や公募株式投信等への投資に係る配当等及び譲渡益を非課税とするジュニアNISAが創設された(表参照)。

(2) NISAの一部改正

20歳以上の成年者については、2014年からNISAが適用されているところであり、今回の改正により、非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を100万円から120万円に引き上げられ、2016年分以後の非課税管理勘定について適用する。

〈国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設〉

国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。)をする居住者で、有価証券等又は未決済デリバティブ取引等を有する場合には、次の①及び②に掲げる要件を満たす者が、有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなして、譲渡所得等の金額を計算する。①国外転出の時の有価証券等の価額に相当する金額又は未決済デリバティブ取引等をしたものとみなして算出した利益の額又は損失の額が1億円以上の保有者及び②国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者。

次に、贈与、相続又は遺贈(以下贈与等という)により非居住者に有価証券等が移転する場合についても、上記と同様の規定が設けられている。その他、一定の要件を満たせば納税猶予及び、この特例による課税を取り消すことができる。

適用時期2015年7月1日以後に国外転出又は贈与等について適用する。

〈国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化〉

居住者である納税者が、確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付又は申告書の提出の際提示が必要、但し、給与等又は公的年金等の源泉徴収を行う場合等において上記の書類を提出又は提示した場合は、提出又は提示を要しない。

上記の改正は、2016年1月1日以後に支払う給与等及び公的年金等並びに2016年分以後の所得税の確定申告について適用する。

〈財産債務明細書の見直し〉

現行の財産債務明細書について、提出基準の見直しを行い、新たに財産債務調書として整備された。即ち、その見直しの内容は、「その年分の所得金額が2000万円超」で、かつ「その年の12月31日に有する財産の価額の合計額が3億円以上、又は同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。

上記の改正は、2016年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用。

表 ジュニアNISAの仕組み

Table with 2 columns: 非課税対象 (Non-taxable targets) and 非課税投資総額 (Non-taxable investment total). It details conditions for opening and using Junior NISA accounts, including age limits and investment caps.

〈確定申告書B 記入例〉

Form FA0121: 平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B. Includes personal information, income summary, tax calculation, and deductions.

Form FA0075: 平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B. Includes personal information, income summary, tax calculation, and deductions.

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入